

平成27年度就学援助を受給中の保護者様へ

就学援助申請書に記入された振込口座に変更がある場合は、

必ず、**教育委員会学務課（電話:917-3505）**もしくは

就学援助申請書を提出した**小・中学校へご連絡ください。**

※連絡なしで振込口座を変更されますと、就学援助金の振込ができなくなります。

保護者の皆様には、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

来年度の就学援助をご希望の保護者様へ

就学援助は、毎年申請が必要です。その際に同一生計の方、全員の「収入額・控除額・税額」をもとに審査します。来年度 就学援助の審査に必要となる、平成27年収入分の税の申告の手続きが、平成28年2月中旬から始まります。

ご自身で税の申告が必要な方（生活保護受給者は除く）は、下記期間内に手続きを行うようお願いします。税の申告がされていない場合は、審査が行えないため、就学援助を受給することが出来ない場合があります。

記

「市民税・県民税兼国民健康保険税の申告」

受付期間：平成28年2月16日（火）～3月15日（火）

受付会場：那覇市民会館（※期間内は本庁舎・各支所では受付できません。）

税の申告については、那覇市役所 市民税課（電話:861-3328）へお問い合わせください。

詳細については、学校事務室、または教育委員会 学務課へお問い合わせください。

那覇市教育委員会 学務課 就学応援グループ

〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（本庁舎11階）

電話：917-3505（内線2631）

FAX：917-3380